

金融窓口サービス技能士受検対策講座 2 級・3 級共通 追補資料

2018 年 4 月 1 日から 2018 年 10 月 1 日までの
税金・年金関係等の主な改正項目および留意点

本資料は原則として 2018 年 8 月末日現在の法令等に基づき構成しています

●税金関係

外国人の出国後の相続税・贈与税の納税義務の見直し

相続税・贈与税の納税義務者の範囲について、2017年に税制改正がありました。さらに2018年度の改正で、高度外国人材等の受入れと長期滞在をさらに促進する観点から、外国人が出国後に行った相続・贈与について、原則として国外財産には相続税等を課税しないことになりました。ただし、出国から2年以内に再び日本に住所を移した場合には、出国後に行った国外財産の贈与に贈与税が課税されます。この規定は2018年4月1日以後の相続または贈与について適用されます。

所得税の所得控除における配偶者控除と配偶者特別控除の取扱いの改正

2018年度より、配偶者控除について、居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者本人の所得に関係なく適用できなくなりました。また、以前は配偶者の合計所得金額が38万円以下であれば、所得控除額は一律38万円（老人控除対象配偶者は48万円）でしたが、2018年度より居住者の合計所得金額が「900万円以下」「900万円超950万円以下」「950万円超1,000万円以下」で控除額が改正されました。

配偶者特別控除については、以前より居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用がありませんでしたが、2018年度より配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下に改正され、居住者の合計所得金額も「900万円以下」「900万円超950万円以下」「950万円超1,000万円以下」で控除額が改正されました。

国際観光旅客税の創設

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保する観点から、国際観光旅客税が創設されました。

2019年1月7日以後、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）に対して、船舶または航空機による出国1回につき1,000円が課されます。

納付方法は、原則として国際運送事業を営む者が旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付します。

●年金関係

公的医療保険

1. 健康保険の70～74歳の高額療養費の自己負担限度額の引上げ

2018年8月から、健康保険の70～74歳の高額療養費の自己負担限度額が変わりました。一般所得者の外来上限額は月1万8,000円、現役並み所得者は70歳未満と同様の所得区分に分けられ、限度額も70歳未満と同じになりました。

健康保険の70～74歳の医療費の自己負担限度額（月額）

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
① 現 役 並 み 所 得 者	現役並み III (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	25万2,600円 + (医療費 - 84万2,000円) × 1% 〈多数該当 14万100円 (※3)〉	
	現役並み II (標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	16万7,400円 + (医療費 - 55万8,000円) × 1% 〈多数該当 9万3,000円 (※3)〉	
	現役並み I (標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1% 〈多数該当 4万4,400円 (※3)〉	
②一般所得者 (①および③以外の方)		1万8,000円 〔年間の上限〕 14万4,000円	5万7,600円 〔多数該当〕 4万4,400円 (※3)
③低所得者	II (※1)	8,000円	2万4,600円
	I (※2)		1万5,000円

(※1) 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

(※2) 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

(※3) 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目からは「多数該当」となり、上限額が下がります。

2. 国民健康保険の70歳以上の高額療養費の上限額の引上げ

2018年8月から、国民健康保険の70歳以上の高額療養費の上限額も健康保険と同様に引き上げられました。国民健康保険の被保険者には標準報酬月額がないため、適用区分は、課税所得により決まります。

また、75歳以降の後期高齢者医療制度においても2018年8月から国民健康保険と同様の引上げが行われています。

70歳以上の方の医療費の自己負担限度額（月額）

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	25万2,600円+ (医療費-84万2,000円) × 1% 〈多数回 14万100円 (※2)〉	
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	16万7,400円+ (医療費-55万8,000円) × 1% 〈多数回 9万3,000円 (※2)〉	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	8万100円+ (医療費-26万7,000円) × 1% 〈多数回 4万4,400円 (※2)〉	
課税所得 145万円未満の方 (※1)	1万8,000円 〔年間の上限〕 〔14万4,000円〕	5万7,600円 〔多数回4万4,400円〕 〔(※2)〕
Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	2万4,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)		1万5,000円

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目からは「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

雇用保険

1. 雇用保険の基本手当日額最高額と最低額の引上げ

2018年8月1日から、失業給付の1日当りの支給額（基本手当日額）の年齢別の最高額と最低額が引き上げられました。

基本手当日額は、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇や低下の比率に応じ、毎年8月1日から変更されます。2017年度平均給与額は2016年度に比べて約0.57%の上昇となりました。

これに伴い2018年8月1日より基本手当日額の最高額と最低額も下記のとおり引き上げられています。

基本手当日額の最高額

年齢	基本手当日額の最高額
～29歳	6,750円
30歳～44歳	7,495円
45歳～59歳	8,250円
60歳～64歳	7,083円

基本手当日額の最低額（すべての年齢） 1,984円

2. 高年齢雇用継続給付の支給限度額の引上げ

2018年8月1日から、高年齢雇用継続給付の支給限度額が35万9,899円に引き上げられました。2018年8月1日からは、賃金が35万9,899円以上である場合、高年齢雇用継続給付金は支給されません。賃金+高年齢雇用継続給付金の合計が35万9,899円を超える場合は、35万9,899円から賃金を差し引いた額が支給されます。

高年齢雇用継続給付

支給限度額 35万9,899円

最低限度額 1,984円

60歳到達時等の賃金月額

上限額 47万2,200円

下限額 7万4,400円

3. 育児休業給付の支給限度額の引上げ

2018年8月1日から、育児休業給付の支給限度額が以下のように引き上げられました。

休業開始から6カ月 (支給率67%) 30万1,299円

休業開始から6カ月経過後 (支給率50%) 22万4,850円

4. 介護休業給付の支給限度額の引上げ

2018年8月1日から、介護休業給付の支給限度額は以下のように引き上げられました。

支給限度額 (支給率67%) 33万1,650円

介護保険

● 現役並みの所得のある方の負担割合の引上げ

2018年8月1日以降、現役並みの所得のある方が介護サービスを利用した場合、その負担割合が3割に引き上げられました。

現役並みの所得のある方に該当するのは、本人（第1号被保険者）の合計所得金額が220万円以上の方です。

ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が340万円未満（単身世帯）、463万円未満（2人以上の世帯）の場合は、2割負担または1割負担となります。

新しい年金制度

● 個人型確定拠出年金の中小事業主掛金納付制度の創設

2018年5月1日から、企業年金を実施していない中小事業主が、個人型確定拠出年金に加入する従業員の掛金に上乗せして掛金を拠出できる「中小事業主掛金納付制度」が創設されました。

中小事業主掛金の額は定額で、従業員の掛金との合計が個人型確定拠出年金の拠出限度額の範囲内（月額2万3,000円相当）で従業員の掛金に追加して拠出することができます。

対象となる中小事業主は、企業型DC、DBおよび厚生年金基金を実施していない事業主で、従業員（第1号厚生年金被保険者）100人以下の事業主です。

金融窓口サービス技能士受検対策講座 2級・3級共通 追補資料

2018 年 4 月 1 日から 2018 年 10 月 1 日までの
税金・年金関係等の主な改正項目および留意点

2018 年 10 月 1 日発行
編著者 きんざい 教育事業センター
発行所 株式会社きんざい
〒160-8520 東京都新宿区南元町 19
T E L 03-3355-2351

禁無断転載